

農政局整備部地域整備課の高橋係長の「農業農村整備事業の情勢について」、平成19年度全国農業コンクール農林水産大臣賞を受賞した藤嶋氏の「オンリーワンを目指す、ツマもの栽培への挑戦」、本会管理情報部の加藤班長による「農業集落排水施設の長寿命化について」、県北秋田地域振興局農林部農村整備課の田口課長

の「北秋田管内の農業農村整備について」の講演が行われた。

国、県から表彰された2法人の事例は、6次産業化に繋がる地域の取り組みであり、出席者から様々な質問が交わされるなど、熱気に包まれた研修会となった。

## 第2回 秋田県地区小水力発電推進協議会を開催



1月26日、本会会議室で「第2回秋田県地区小水力発電推進協議会」が、20名（委員14名、事務局3名、オブザーバー3名）の出席により開催された。

はじめに、同協議会の黒子会長（秋田県土地連専務理事）が「本協議会は皆様の協力を得て昨年12月8日に第1回を開催、その後、委員の提案により年末に現地視察を2回に分けて行った。百聞は一見にしかずということで、現地に出向いて、実際に目で見ることができ有意義

であった。本日は、各地区における小水力発電の可能性の検討について各論に入っていく訳ですが、委員の忌憚のない意見をお願いしたい。TPP問題等が議論を交わしている中で、農業サイドで用水路を使って発電をすることが環境保全対策としてもシンボリックな取組なので、エコ・エネルギーに取り組む意義をアピールしながら、併せて国内農業の保護というものも必要だということを伝えていかなければならない」と挨拶。その後、議事に入り、「第1回協議会における質疑の確認事項」や「小水力発電導入の可能性の検討」についての意見交換が行われた。

小水力発電導入の可能性については、各地点毎の流量、水車形式、発電規模、土地改良施設の需要電力・電力量の想定を行い、採算性がどうなるかを検討するものであり、各委員からは次の意見・要望が出された。

- 検討地点位置を下流へ変更すると水車形式も変わり安価になるのではないか。
- 維持管理上オーバーホールを経費が掛かり増しにならないか。
- 発電出力の大小に関わらず建設費が高い傾向にある。（県内の実証試験費用と比較すれば大きく違う）
- 建設費をどこまで下げられるかが課題であり、水路の規模や立地条件に応じた様々な試案（経済比較等）を提供してほしい。
- 買電する場合、低圧連携する上で支障ないか。（電柱のトランスで昇圧すれば可能）

また、小林副会長（秋田県立大学生物資源科学部教授）からは、「昨年暮れに現地を視察した際、地元の取り組む意欲を感じたが、それに応えるためにも更に資料の整備、検討に努めて事業化の可能性を追求してほしい」との助言があった。

終わりに黒子会長から、各委員からの意見・要望を集約して取りまとめ、今年度最終の第3回推進協議会で検討することが報告し、推進協議会を閉会した。

平成22年度

# 秋田県農業集落排水連絡協議会 担当者研修会を開催

## 共催：秋田県農村総合整備センター

1月28日、「平成22年度秋田県農業集落排水連絡協議会担当者研修会」が北秋田市合川農村環境改善センターと西地区農業集落排水污水处理施設の両会場において、37名（県、市町村、土地連）が出席して開催された。

開会に当たり、主催者である本会の藤原技監が「例年、県北・中央・県南と各ブロック単位に2日間の研修を実施しているが、経費節減のおり今回は1日で実施することになった。また平成22年度現在、県内では農村振興総合整備事業関係が5地区、農業集落排水事業は21地区が実施中であり、そのため研修会のテーマは集落排水関係がメインとなっている。現地研修も含めて幅広く知識を習得し、地域農業・農村の発展及び振興のため、お互いに研鑽に努めたい」と挨拶があった。

なお、同研修会の主な研修内容は次の通り。



### 講演1 「活力ある地域づくりについて」

秋田県農林水産部農地整備課調整・企画班 副主幹 舩谷 雅広 氏

国事業の「秋田発・子ども双方向交流プロジェクト」により、県内と首都圏内の小学生が民泊による農山漁村や都市の生活体験を通じて双方交流したことが、大人たちの地域間交流に発展し活性化に繋がったこと。地域活性化伝道師の横石氏が徳島県上勝町で手がけた「葉っぱビジネス（つまもの）」により、年収1,000万円を稼ぐ8代のおばあちゃんたちが多数おり、人口2千人の町に視察者が年間4千人訪れるという事例が紹介され、活力ある地域づくりへの示唆に富んだ講演をしていただいた。

### 講演2 「農村総合整備事業の農村公園施設に関するアンケート調査について」

本会管理情報部 技術長 三浦 良次

昨年12月、県内25市町村を対象として実施した標記アンケート調査の結果では、遊具や街灯、トイレ等の施設は、完成後の経過年数は20年未満が6割、30年未満が4割と老朽化しているが、各自治体では限られた予算での対応となり、早急な整備補修が困難な状況にある。施設管理は半数以上が集落の町内会であることから、今後は「農地・水・環境保全向上対策」の活動組織との連携や、自治会も含めた共同活動により施設を維持していくことが現実的であり、同時に自治体がサポートすることも一方策ではないかとの提言があった。

### 講演3 「農業集落排水施設の維持管理費軽減に関するアンケート調査について」

本会管理情報部 次長 照井 聡

これまで農業集落排水事業を実施した県内22市町村を対象として、現在実施している標記アンケート調査により、事業の課題の抽出・分析を行い今後の事業推進に役立てることを目的に、年度末までに結果を取りまとめて、前述の農村公園施設に関するアンケート調査と併せて、会員に情報提供する旨の報告があった。

**講演4 「農業集落排水施設におけるバイオマス利活用について」**

(社)地域資源循環技術センターバイオマス技術部循環班 主任研究員 工藤 洋一 氏

秋田県は、エネルギー自給率が18.3%で全国2位、食料自給率においても176%で全国2位であり、エネルギー自給率が15%以上の都道府県で、かつ食料自給率が100%を超えるのは本県のみであり、極めて「永続地帯」に近い県である。

また、集排施設の切替改築に併せて集排汚泥と地区の生ゴミ等のバイオマスを原料とするメタン醗酵施設を設置することにより、集排汚泥処分費の削減やメタンガス発電による電気代の削減、メタン消化液の液肥利用等に繋がる。これらを活用普及するには「生命を育む場」である農地への還元を意識しながら推進する必要がある。廃棄物の資源化に関する権限は地方自治体であることから、地方自治体の実施又は関与が求められると報告していただいた。

**現地研修 西地区汚水処理施設(旧合川町)****「鉄筋探査機を使用したコンクリート劣化診断について」**

本会管理情報部施設保全班 主任 伊藤 淳一

昨年本会で購入した鉄筋探査機を用いて、実際に処理施設内の床面と柱面部分の鉄筋の位置や被り厚さを測定した。今後は、農業用排水施設や集落排水施設等の機能診断への需要が高まり、ストックマネジメント事業、機能強化対策事業等にも有効な手段となることが期待されている。

今回の研修会は、秋田県農村総合整備センターとの共催により開催し、県下水道課の三浦主査及び県農山村振興課の佐藤技師からも話題提供をいただいた。研修場所を提供いただきました北秋田市農林課並びに同下水道課の皆様へ、ご協力いただき感謝申し上げます。



パイプラインの補修作業

## 土地改良施設の 維持管理のために

### 農業基盤整備資金のご案内

全国で7,000ヶ所に及ぶ基幹的取水施設や延べ45,000キロに及ぶ農業用水路などの土地改良施設は、我が国における食料の安定供給に欠かせない生産基盤として、その役割を永続的に発揮させる必要があります。そのため、土地改良施設の適切なメンテナンスが欠かせません。

土地改良施設に係る維持管理(整備補修)は、国の補助事業により一定の助成が行われており、事業に必要な経費のうち、国等の補助金以外の受益者が負担する部分(分担金といいます。)については、農業基盤整備資金の融資対象となっています。また、土地改良区等が国の補助を受けないで行う土地改良施設の整備補修についても幅広く農業基盤整備資金の融資対象としているほか、土地改良区の事務所建設に要する費用や事務機器、巡回用車両の購入等についても、融資を受けることができます。

**■ご利用いただける方**

- 土地改良区、土地改良区連合(事業主体となる場合に限る)
- 農業協同組合
- 農業を営む個人、法人

■融資条件

償還期間：25年以内（うち据置期間10年以内）

借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、日本政策金融公庫秋田支店にご確認下さい。

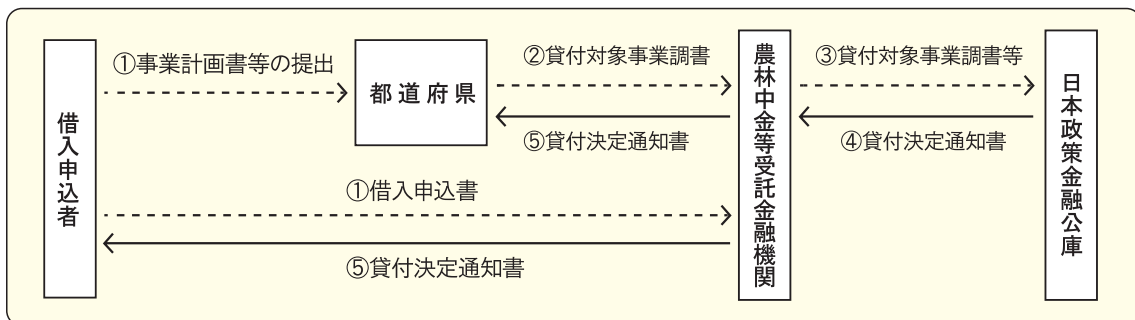
■維持管理事業の主な融資対象範囲

施設名	融資対象
揚（排）水機場	揚水機・電動機の分解、補修、電気系統の補修（制御装置含む）、除塵装置の塗装、補修、通信通報用施設の補修、流木処理施設の新設、増設、更新、その他補強工事
ダム、頭首工、水門	門扉、開閉装置の補修・塗装、しゅんせつ、門扉のワイヤーロープ、水密ゴム等の交換、電気系統の補修（制御装置含む）、観測・通信用施設の補修、除塵装置の塗装、補修、防塵、ネットの補修、エプロン・水叩き部・護岸の補修、防塵ネットの新設、増設、更新、フェンスの新設、増設、更新、その他補強工事
ため池	取水ゲート・土砂ゲート・開閉装置等の塗装、補修、堤体の補修、堆積土砂のしゅんせつ、電気系統の補修、観測・通信用施設の補修、防塵ネットの新設、増設、更新、操作室の建屋、フェンス等の補修、防塵ネットの新設、増設、更新、その他補強工事
用排水路	護岸・床張・分水工・落差工等の塗装、補修、1路線の一部の改修、しゅんせつ、管水路の破損部分の交換、補修、ジョイント部分の補修、その他の補強工事
畑かん施設	揚水機・空気圧縮機・撒水施設等の機器類の補修、電気系統の補修、送水管・給水栓・電動弁の補修、更新
農道	敷砂利、橋梁の塗装
施設管理施設	基礎・建屋・フェンス等の補修、フェンスの新設、増設、更新、観測機器、自動制御機器類の取得、更新、無線電話等通信施設及び警報装置の新設、増設、更新
土地改良区事務所	全体（維持管理事業を行っている土地改良区に限る）
車両・船舶	取得、更新（維持管理事業遂行上、必要不可欠なものに限る）
器具等費	取得、更新（維持管理事業遂行上、必要不可欠なものに限る）
調査費	外注費〔水利権更新に伴う調査事業、維持管理計画書・土地改良施設台帳（農道台帳）の変更のための調査事業〕

■借入申込みに当たって留意すべき点

1. 毎年、恒常的に支出される点検整備費や事務・人件費等は融資対象とはなりません。
2. 施設の補強工事・電気系統の補修等の維持管理事業に必要な不可欠な工事に要する経費が融資対象となります。（しゅんせつ船、無線機器の取得・更新を含む。）
3. 維持管理事業を適正に実施するための前提となる事業であって、維持管理事業と一体と見なせるものは融資対象となります。

■農業基盤整備資金の借入れの流れ



（お問合せ先） 水土里ネット秋田総務企画部広報・渉外班 TEL.018-888-2742